

4月分の都市ガス料金

原料費調整制度による4月分の都市ガス料金（一般契約料金）は下記のとおりです。今回の調整は、令和元年11月～令和2年1月のLNG等平均原料価格（貿易統計値）により算定しています。

●3月検針日の翌日～3月31日の適用料金（改定前）

使用量区分	1㎡当たりの単価（税込）
0～25㎡	125.04円
26～250㎡	123.27円
251㎡以上	122.39円

●4月1日～4月検針日の適用料金（改定後）

使用量区分	1㎡当たりの単価（税込）
0～25㎡	121.75円
26～150㎡	119.98円
151㎡以上	118.52円

※4月からの料金改定に伴い、4月検針分料金は使用月ごとの日数に応じて日割り計算します。

問合せ…ガス水道局総務課(☎025-522-5518)

国民年金保険料の 学生納付特例制度

学生納付特例制度の対象となる大学や専門学校などに在学中の学生で前年の所得が基準額以下の人は、申請すると、国民年金保険料の納付が猶予されます。

この猶予期間は、障害基礎年金や老齢基礎年金を受給するための対象期間となりますが、老齢基礎年金の受給額には計算されませんので注意してください。なお、10年以内であれば、猶予された期間の保険料を後から納めることができます。

4月から、令和2年度分を受け付けます。希望する人は、学生証の写しや在学証明書などを添付して、申請してください。

申請先は、国保年金課、各総合事務所、南・北出張所または年金事務所です。

上越市年金事務所国民年金課(☎025-524-4112)

市・県民税の申告と 相談の期間延長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申告・相談期間を延長します。

延長期間 3月17日(土)～4月

16日(土)・日曜日、祝日を除く)の午前9時～11時30分、午後1時～4時 所木田第1庁舎3階 302会議室、各総合事務所(開設場所はお問い合わせください) 関税務課(☎025-526-5111、内線1250～1256)、各総合事務所

●確定申告は高田税務署開設の 申告会場へ

青色申告、不動産・株式の譲渡所得、雑損控除、1年目の住宅借入金控除、営業所得などの申告は高田税務署が開設する会場へ(簡易な申告は市でも受け付けます)。高田税務署開設会場の詳細は高田税務署(☎025-523-4171)へお問い合わせください。



県管理道路における スノーポールの通年設置の試行

県では、除雪作業を行う除雪車や通行車両に対して、



路肩の位置を示す目安である「スノーポール」の通年設置を試行します。

これは、除雪費縮減を目的として春先にスノーポールを撤去せず、通年で設置するものです。

試行に当たり、次のような箇所では配慮して実施します。

- ・道路の通行に支障が出る箇所
- ・安全が十分に確保できない箇所
- ・商業施設や住宅への乗り入れ箇所
- ・観光地や景勝地で、景観にふさわしくない箇所

関県上越地域整備部維持管理課(☎025-526-9653)

または県上越東維持管理事務所 維持管理課(☎025-5992-3655)

●おわびと訂正

広報上越3月1日号の12ページに掲載したイベントの名称に誤りがありました。正しくは「横畑集落小正月行事「馬」です。おわびして訂正します。